

# 生徒心得

令和8年 4月 8日改訂

真理の探究と人格の完成をめざす人生において、高校生活は最も大切な時期である。

各自がその意義を自覚し、常に「積極敢為」の態度で教養を積み、情操を育み、礼節を尊び、健康で強靱な心身を培い、「親和協調」に満ちた明朗な学園を築くことに努め、「自主自律」の精神で意義ある学校生活を送ろう。

## 1. 目標

- (1) 規則正しい生活習慣を確立しよう。
- (2) 誰とでも明るくあいさつを交わそう。
- (3) 制服は端正に着こなそう。
- (4) 時間を守って行動しよう。

西高三もつ	・西高生としての自覚・誇りをもつ。 ・人の話を聴く耳をもつ。 ・感謝の心をもつ。
-------	--

## 2. 日課

《 日課表 》

生徒登校	8 : 10
職員朝会	8 : 05 ~ 8 : 10
朝の10分間読書	8 : 10 ~ 8 : 20
朝SHR	8 : 20 ~ 8 : 25
1校時	8 : 30 ~ 9 : 20
2校時	9 : 30 ~ 10 : 20
3校時	10 : 30 ~ 11 : 20
4校時	11 : 30 ~ 12 : 20
昼食・昼休み	12 : 20 ~ 13 : 05
5校時	13 : 05 ~ 13 : 55
清掃	13 : 55 ~ 14 : 10
6校時	14 : 15 ~ 15 : 05
7校時	15 : 15 ~ 16 : 05
帰りのSHR	16 : 05 ~ 16 : 15

- (1) 朝は8時10分までに教室に入ること。
- (2) 下校完了時刻(校門を出る時間) 19 : 00 (11月~2月末までは18 : 30)

## 3. 校内での生活上の留意点

- (1) 登校後は放課後まで校外に出てはならない。外出の必要がある場合は、所定の用紙にその理由を記入し、学級担任の許可を得ること。
- (2) 校舎内では所定の上履きを履くこと。
- (3) 校内の施設や備品・用具等は大切に扱うこと。万一破損や紛失したときは「破損届」に記入し、学級担任か部活動顧問を通じて届け出ること。
- (4) 日曜・祭日・休日に校舎や校具・運動場等を使用するときは、前日までに学級担任か部活動顧問を通じて届け出て許可を得ること。
- (5) 教科書やノート・靴等、個人の持ち物には必ずはっきりと記名すること。
- (6) 貴重品の管理は各自の責任でおこなうこと。現金や財布等は常に携帯すること。体育の時間等は貴重品袋を活用すること。
- (7) 物品の紛失や拾得は、ただちに係職員に届け出ること。
- (8) 学習に不必要な物を校内に持ち込んではいけない。
- (9) 校内に携帯電話(スマートフォンを含む)を持ち込む場合は、申請書兼同意書を提出すること。

#### 4. 学習

- (1) 始業前には早めに準備を整え、静かに教師の入室を待つこと。
- (2) 授業中は教師の許可なく移動したり退席したりしないこと。
- (3) 「日直」は授業開始前に教室の黒板をきれいにしておくこと。
- (4) 自習時間は私語をせず、自分の席で、課題等の学習をすること。

#### 5. 考査

- (1) 考査には十分準備をして公正な態度で臨み、終了まで全力を尽くすこと。
- (2) 考査時には筆記用具以外の物はすべて、ロッカーの中か、廊下に出すこと。
- (3) 答案は考査終了まで提出できない。
- (4) 考査中の私語や物品の貸し借りは厳禁。
- (5) 不正行為や不正行為と見られることは絶対にしてはならない。万一、不正行為が発覚した場合（考査終了後の判明も）は、当該科目は0点となり、「特別指導」の対象となる。
- (6) 考査を受けなかったときは「考査欠課届」を提出すること。なお、病気等による不受験の場合は、「医師の診断書」またはそれに代わるものを添えること。

#### 6. 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課をするときには、事前に出来るだけ早くその旨を学級担任に連絡し、所定の用紙に理由等を記入し、届け出なければならない。  
なお、1週間以上の欠席をするときには、医師の診断書等を提出することがのぞましい。
- (2) 忌引き・伝染病・受験・大会出場等の理由で授業に出席できないときは、学級担任に届け出なければならない。  
・忌引きは以下の日数以内である。  
父母 7日 祖父母・兄弟姉妹 3日 曾祖父母・伯叔父母・その他の同居親族 1日

#### 7. 服装・身なり

生徒は本校所定の制服を着用し、常に端正にし、西高生としての品位を保つこと。

- (1) 登下校の際は平日・休日を問わず、必ず制服を着用すること。  
ただし、部活動のためだけに登校する場合は、部で統一した運動着でもよい。
- (2) 年間制服着用規定 以下の①～③のうち、どれかを正しく着用すること。  
ただし、入学式・卒業式等の式典の際は①で統一する。
  - ① 冬服  
男子：スーツ（ジャケットとスラックス）・カッターシャツ・ベスト（またはセーター）  
女子：スーツ（ジャケットとスカート・スラックス）・ブラウス・ベスト（またはセーター）
  - ② 中間服  
男子：カッターシャツ・ベスト・スラックス  
女子：ブラウス・ベスト・スカート・スラックス
  - ③ 夏服  
男子：半袖ポロシャツ・スラックス・ハーフパンツ  
女子：半袖ポロシャツ・スカート・スラックス・ハーフパンツ

〔補足〕

- ①〔女子〕スカート丈は膝直下とする。
  - ②〔男子〕ズボンは腰で履かない。
  - ③制服は身体に合ったサイズの物を着用すること。（改造した制服の着用は認めない。）
  - ④制服のボタンはすべて詰める。ただし、カッターシャツ・ブラウスの第一ボタンは開けてもよい。  
（※入学式・卒業式等の式典の場合を除く。）
  - ⑤カッターシャツ・ブラウスはズボンやスカートの中にきちんと入れる。
  - ⑥下着は、表から見て色・柄が透けないものとする。（特に夏服や中間服時。ワンポイントは可とする）
- (3) 靴下は本校指定の靴下（白・黒）を着用すること。
  - (4) 通学靴は黒の革靴。あるいは、白または黒を基調とした運動靴とする。

- (5) 冬季（12月～2月頃を原則とする）の登下校時は、次の防寒具の着用を認める。  
コート：本校指定のもの（黒のPコート）またはこれに準ずるもの  
マフラー・ネックウォーマー：色・柄・サイズについては特に指定しない。  
タイツ（女子）：ベージュまたは黒
- (6) 怪我等でやむを得ず異装するときは、あらかじめ「異装許可書」を提出すること。
- (7) 髪は清潔で端正な髪型とする。特異な髪型や染色等の加工は禁止する。男子は目・耳・襟にかからないこと。女子の肩にかかる髪は結ぶこと。  
〔補足〕  
・男子のツブブロックは認める。ただし、極端に短く大きな刈り上げをしたり、剃りこみ等を入れたりしないこと。  
・髪を結ぶ場合は、以下の点に注意すること。  
①結び目の高さは、正面から見て後髪が見えないようにまとめること。  
②髪を結ぶ際は、黒紺茶のゴム紐で結ぶこと。  
③横髪、後髪が落ちてこないように黒紺茶のヘアピンで留めること。  
④女子のハーフアップ、お団子、ポニーテールについても、上記の①～③の範囲で認める。
- (8) 眉剃りについては、自然な太さ・形を損なわない、身だしなみの範囲で認める。ただし、必要以上に剃ることや眉を染めたり描いたりすることは禁止する。
- (9) 化粧・マニキュア・色付きリップの使用や装身具（ピアス等）の着用は禁止する。

## 8. 交通関係

登下校時はもちろん、日常生活においても交通法規を遵守し、交通マナーを向上させて、安全で快適に通行すること。

- (1) 運転免許取得は原則として認めない。就職や家庭の事情等特別な理由で必要な場合は、保護者等連名の上、学級担任を通じて願い出ること。審議のうえ必要と認められれば許可する。
- (2) 交通が不便なため、最寄りの駅（停留所）まで登下校時に自転車利用を希望する者は「自転車利用届」を出すこと。
- (3) バスやMRの車内ではマナーを守り、常に西高生としての自覚を持って、高齢者等には席を譲るなど思いやりと品位ある行動をとること。
- (4) 万一事故にあった者は、直ちに学校に連絡すること。

## 9. 日常生活

- (1) 誰とでも明るくあいさつをする。  
日頃から積極的にあいさつをすること。また、生徒間や職員、外来者や一般の人にも進んであいさつするとともに、礼儀正しく接すること。
- (2) 外出するときは、用件・行き先・帰宅予定時刻等を家人に知らせておくこと。
- (3) 夜間外出は午後8時までである。ただし、保護者等同伴での外出はこの限りではない。
- (4) 男女交際は、互いの人格を尊重し、良識のもと限度をわきまえて、清純・公明であるように心がけること。
- (5) 法律に触れることは絶対にしないこと。  
特に、いじめ・暴力行為・飲酒・喫煙・窃盗・薬物乱用等。
- (6) 以下のことも禁止である。  
・不健全な遊戯場・飲食店等への出入り  
・生徒間の金品の貸し借り  
・友人宅等への外泊

## 10. その他

- (1) すべての集会はあらかじめ届け出て許可を得ること。その際、関係教師の出席のもとに行うこと。
- (2) 校外団体の集会あるいは校外活動に参加しようとする者は、あらかじめ届け出て許可を得ること。
- (3) 旅行や野外活動等で外泊を必要とする者は、あらかじめ届け出て許可を得ること。
- (4) アルバイトは原則として許可しない。家庭の事情等特別な理由で必要な場合は、保護者等連名の上、学級担任を通じて願い出ること。審議のうえ必要と認められれば許可する。
- (5) 下宿する者は所定様式で学級担任に届け出ること。
- (6) 校内にポスター類を掲示しようとするときは、生徒指導部の許可を得ること。
- (7) 学生割引証の交付を受けようとするときは、旅行届とともに所定の申請書に必要事項を記入し、学級担任を経て事務室に願い出ること。
- (8) 身分証明証や学生割引証の貸与等は厳禁する。
- (9) 身分証明証を紛失または破損した場合には直ちに学級担任に届け出て再交付を受け、常に携帯すること。

(10) 姓名・住所・保護者等の変更があったときは、直ちに学級担任に届け出ること。

## 11. 各種届・願

下記の各種の提出用紙（様式）を備えてあるので、必要に応じて担任または係職員に提出すること。

- (1) 遅刻・入室許可書
- (2) 校外外出許可書
- (3) 早退許可書
- (4) 異装許可書
- (5) 旅行届
- (6) 紛失（盗難）届
- (7) 拾得届
- (8) 住所変更届
- (9) 下宿届
- (10) 破損届
- (11) 定期考査欠課届
- (12) 自転車通学届
- (13) 身分証明証再交付願
- (14) 集会・野外活動許可願
- (15) 大会・受験等欠課届
- (16) 休学願
- (17) 転学願
- (18) 退学願
- (19) 本校における携帯電話（スマートフォンを含む）の校内持込に関する申請書兼同意書